

けんりょうご 権利擁護の そうたんコーナー



今月のそうたん

株の取引で、200万円を支払った後、
相手の会社と連絡が取れなくなりました。

Q

先日、A社から、「B社が近々宍粟市に工場を建てる予定であり、宍粟市の住民に対して、転換社債を購入する権利を特別に与えることになった。C社が、B社の転換社債を買い取りたいと言っているが、C社には買う資格がない。そこで、あなたが転換社債を買い取って、それをC社に渡したい。あなたには、購入額に5%を上乗せして代金をお支払いしますので、有利な資産運用になります。」という電話がありました。興味がなかったのですが、その後も、同じような電話が他の業者からも3,4件あり、私は、その投資話を信用してB社に200万円を支払ってしまいました。しかし、その後、B社ともA社とも連絡が取れなくなりました。支払った200万円は返ってくるのでしょうか。

A

最近、このような「転換社債」「未公開株」の購入を持ち掛ける悪徳商法が多発しています。「振り込め詐欺」と同様に、典型的な詐欺的商法であって、このような話には絶対に乗らないことが重要です。

「社債」とは企業等が資金を調達する方法です。このケースでは、A社はB社と共謀し、高く買い取ると持ちかけている可能性があります。最初のうちは配当があっても、その後、連絡が取れなくなる業者はたくさんあります。

「未公開株」商法は「将来性のある会社で近日中に株式を公開するが、そうなれば高騰するのは間違いない」等と勧誘し、実際には無価値な未公開株を高値で購入させるものです。

最近では、あたかも関係のない複数の会社が登場して、セールストークが信用できるかのような誤解を聞き手に与える、「劇場型」と呼ばれる手法も出てきています。

また、被害者に対して「被害回復に協力する」などと告げて別の社債や未公開株を買わせるという事例もあります。

「絶対もうかる」「絶対損はしない」「高利回り」などのセールストークがあった場合、それらは信用できない詐欺的商法です。信用性の確認できない会社の「社債」「転換社債」「未公開株」などは、全損になる危険性があります。

すでに被害に遭われた方は、被害回復の可能性もありますので、消費生活センターや弁護士会にご相談下さい。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター

7月22日、29日(金)

8月5日、12日、19日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

(山崎支部 621-5530)

◎関西法科大学院の 弁護士による 無料法律相談

宍粟防災センター

8月25日(木)

午前11時～午後5時

(定員21名)

◎結婚相談

宍粟防災センター

8月4日、18日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。

お気軽にご相談ください。

○事前に電話での予約が必要
要です。

○先着順で受け付けますが、
初めて利用される方を優先
します。

○教育の一環として行われる
ため学生が同席しますが、
学生も守秘義務を負
います。

○申し込み：社協本部
(電話721-8787)

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

読者の
感想より

5月号のいきいきライフを読んで、思わず「ハアすごい」と目を見張って読みました。ややもすれば都会の便利の良い所に住みたい願望にとらわれがちですが、この宍粟の地に感謝することを教えられ元気をもらいました。(山崎町 女性)